

自転車運転者講習制度が始まります

2015 年 6 月 1 日より自転車の道路交通法が改正され、罰則が強化されます。危険な違反行為をして 3 年以内に 2 回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けてから 3 カ月以内の指定された期間内に「安全講習」を受けなければいけません。**子どもであっても 14 歳以上は受講義務の対象となります。受講するのに 5700 円がかかります。**

安全講習の受講対象となる「危険行為」は以下の 14 項目。

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路徐行違反
- 4 通行区分違反
- 5 路側帯通行時の歩行者通行妨害
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先車妨害等
- 9 環状交差点の安全進行義務違反
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 ブレーキ不良自転車運転
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反

安全講習の講習時間は 3 時間で受講手数料が 5700 円がかかります。なお、受講命令に従わなかった場合は、5 万円以下の罰金が科せられます。

